

奈 政 行 第 6 9 号

平 成 2 5 年 1 0 月 1 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様  
同 中 本 勝 様  
同 三 浦 教 次 様  
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成18年度包括外部監査「下水道事業の経営管理について」の結果に対する措置状況について

## 第二 監査の実施及び結果

### II 下水道事業の監査の結果

1. 公共下水道事業は独立採算原則に則って経営されているとは言い難い  
(財政課)

#### 【監査結果】

(3) 一般会計等からの基準外繰入額は地方財政法第6条に抵触する可能性がある

一般会計等からの繰入額のうち、下記のもの（平成17年度で6億7,500万円）が基準内繰入額である。

- 雨水処理経費に充てるもの（全額）
- 水質規制費に充てるもの（全額）
- 水洗便所設置促進費に充てるもの（2分の1）
- 高度処理費に充てるもの（2分の1）

これらは、「繰出基準」に掲げられている経費であり、かつ「下水道使用料改定資料」として、過年度に議会の議決を経たものであるため、地方財政法第6条但書に定められた繰入金（基準内繰入金）に該当するものと思われる。これら以外の繰入金については、「繰出基準」に掲げられている繰入金とは解し得ない。よって、それら基準外の繰入金（平成17年度で10億5,800万円）は、地方財政法第6条に抵触する可能性がある。

#### 【措置の内容】

公共下水道事業は、独立採算を原則としているが、極めて公共性が高く、生活環境の保全、河川環境の保護のため、事業を実施している状態であり、その所要経費については地方財政法第6条にある「収入をもって充てることが不相当及び困難」な場合に相当し、基準外繰入金を充てることは、同条ただし書に定められた「その他特別な事由がある場合」に当たるものであり、一般会計からの基準外繰入金をもって財源補填することは違法ではないと考えます。ただ、基準外の繰入金をもって財源補填することは、望ましい状態ではないため、経

営の合理化に努めるとともに、平成24年12月市議会で下水道使用料の改定を行いました。